

平成29年10月13日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 中野(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel073-441-3640)、学校人事課 堀本(内線3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成29年9月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	3
職員等	
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある公益等法人では、管理職が部下に対して、パワハラを行っているという噂を聞いています。	匿名の通報で具体的な情報がないため、不受理とした。
② ある振興局では職員が勤務時間中におやつを食べていたり、廊下で雑談している。	所属長に対し、事実確認を行い、対応するように指示した。
③ アパートリフォームの不適切工事に対する相談をしたが、対応してくれない。	契約上のトラブルであるため、住宅リフォーム・紛争処理センター等の相談窓口を紹介しており、職員の対応に問題はなかった。通報者に対しては、改めて相談窓口を紹介した。
④ 和歌山県立医科大学付属病院の職員の労働時間の管理が適正に行われているか調査してほしい。	監察査察課の所管する部署でなく、不受理とし、所管課を通じて医大に回付した。
⑤ ある不動産事業者が、不動産物件の取引の際に、重要事項の説明や売買契約書の作成をせず、料金の請求を行っていることについて、担当課に相談したが対応してくれない。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

②

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

①③④⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

1 ③

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ②

(3) 調査を継続中としたもの

1 ⑤

(4) 不受理としたもの

2 ①④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H29.8月 ⑤	ある職員は、部下に対し、パワハラを行っている。	調査の結果、パワーハラスメントの具体的な事実は確認できなかったが、所属長に対して、職員間のコミュニケーションが円滑に行われているか留意するよう注意喚起した。
-------------	-------------------------	--

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	
職員等	
計	1

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 教員採用検査に合格しない講師を、教諭と同等の校務を担当させてよいのか。また、長期の講師経験を有する人は、仕事が忙しく、受検の準備ができないため、無試験で採用すべきである。	講師の任用にあたっては、その職務に適した人を選定している。 また、地方公務員法により、講師経験がある人でも、無試験で採用することはできない。 なお、本県教員採用検査においては、公立学校の講師として一定の勤務経験がある人には、申請により第一次検査の一部を免除している。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

1 ①

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

1 ①

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3) 調査を継続中としたもの

(4) 不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。